

北栄町地域防災計画

(風力発電所編)

平成27年2月 作成
平成31年3月 修正

北栄町防災会議

北栄町地域防災計画(風力発電所編)

目 次

第1節	目的	1
第2節	関係機関	1
	1. 関係機関一覧	
	2. 区間別関係機関	1
	(1) 変電所～MH 2 区間	1
	(2) MH 2～北条川架空線(9号機～5号機)区間	2
	(3) 北条川架空線～1号機区間	2
第3節	事故時	2
	1. 対策本部組織図	3
	2. 配備体制	3
	3. 動員計画	3
	4. 基本体制	4
	5. 実施事項	4
	6. 実施事項説明	5
	7. 資材等の整備	5
第4節	自然災害時	5

第1節 目的

この計画は、町が運営している風力発電施設が事故や災害に見舞われた場合に、周辺地域に甚大な被害を与えかねないことから、保安規程第22条の規定により、北条砂丘風力発電所における事故・災害の防止、被害の軽減及び災害復旧のための行動計画について定める。

第2節 関係機関

1. 関係機関一覧

機 関 名	電話番号	処 理 す べ き 事 項	備 考
中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742	事故速報、事故報告	
国土交通省 羽合国道維持出張所	0858-35-3231	国道9号の占用工事、通行規制の調整	
倉吉河川国道事務所 天神川出張所	0858-23-6551	天神川での占用工事の調整	
大阪航空局大阪航空事務所管制保安部	06-6843-1382	ノータム事項通報書	
鳥取県生活環境部水・大気環境課	0857-26-7400	天神浄化センターでの占用工事の申請、調整	
鳥取県天神川流域下水道公社	0858-35-4423	天神浄化センターでの占用工事の調整	
鳥取県中部総合事務所 県土整備局維持管理課	0858-23-3216	県道倉吉江北線での占用工事の調整 北条川放水路での占用工事の調整	
倉吉警察署交通課	0858-26-7110	道路使用、通行規制の調整	
湯梨浜町建設水道課	0858-35-5312	町道での占用工事、通行規制の調整	
北栄町地域整備課地域整備室	0858-36-5568	町道での占用工事、通行規制の調整	
羽合土地改良区	0858-35-2103	用水路での占用工事の調整	
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004	農道での占用工事、通行規制の調整	
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局	119	災害時の消防、救急等に関すること	
中国電力(株) 倉吉制御所	0858-26-9581	停電等の調整	
N T T 西日本(株) 鳥取支店	0120-000-111	専用回線の調整	
(株) 明電舎 風力システム部	03-6420-7687	応急対策、本復旧工事の計画、実施	

2. 区間別関係機関

(1) 変電所～MH2 区間

機 関 名	電話番号	処 理 す べ き 事 項	備 考
中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742	事故速報、事故報告	
国土交通省 羽合国道維持出張所	0858-35-3231	国道9号の占用工事、通行規制の調整	
倉吉河川国道事務所 天神川出張所	0858-23-6551	天神川での占用工事の調整	
大阪航空局大阪航空事務所管制保安部	06-6843-1382	ノータム事項通報書(航空障害灯不点)	
鳥取県生活環境部水・大気環境課	0857-26-7400	天神浄化センターでの占用工事の申請、調整	
鳥取県天神川流域下水道公社	0858-35-4423	天神浄化センターでの占用工事の調整	
鳥取県中部総合事務所 県土整備局維持管理課	0858-23-3216	県道倉吉江北線での占用工事の調整 北条川放水路での占用工事の調整	
倉吉警察署交通課	0858-26-7110	道路使用、通行規制の調整	
湯梨浜町建設水道課	0858-35-5312	町道での占用工事、通行規制の調整	
北栄町地域整備課地域整備室	0858-36-5568	町道での占用工事、通行規制の調整	
羽合土地改良区	0858-35-2103	用水路での占用工事の調整	
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004	農道での占用工事、通行規制の調整	
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局	119	災害時の消防、救急等に関すること	
中国電力(株) 倉吉制御所	0858-26-9581	停電等の調整	
N T T 西日本(株) 鳥取支店	0120-000-111	専用回線の調整	
(株) 明電舎 風力システム部	03-6420-7687	応急対策、本復旧工事の計画、実施	

(2) MH2～北条川架空線(9号機～5号機) 区間

機 関 名	電話番号	処 理 す べ き 事 項	備 考
中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742	事故速報、事故報告	電気主任技術のみ
国土交通省倉吉河川国道事務所羽合国道維持出張所	0858-35-3231	国道9号の占用工事、通行規制の調整	
大阪航空局大阪航空事務所管制保安部	06-6843-1382	ノータム事項通報書(航空障害灯不点)	
鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課	0858-23-3216	北条川放水路での占用工事の調整	
倉吉警察署交通課	0858-26-7110	道路使用、通行規制の調整	
北栄町地域整備課地域整備室	0858-36-5568	町道での占用工事、通行規制の調整	
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004	農道での占用工事、通行規制の調整	
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局	119	災害時の消防、救急等に関すること	
中国電力(株) 倉吉制御所	0858-26-9581	停電等の調整	
(株) 明電舎 風力システム部	03-6420-7687	応急対策、本復旧工事の計画、実施	

関係自治会

自治会・自治会長名	電話番号	備 考
西新田場 自治会長		6号機～8号機隣交道路の通行規制の調整等
国坂浜 自治会長		5号機～6号機隣交道路の通行規制の調整等

※毎年1月に自治会の役員改選有

(3) 北条川架空線～1号機 区間

機 関 名	電話番号	処 理 す べ き 事 項	備 考
中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742	事故速報、事故報告	
国土交通省倉吉河川国道事務所羽合国道維持出張所	0858-35-3231	国道9号側道の占用工事、通行規制の調整	
大阪航空局大阪航空事務所管制保安部	06-6843-1382	ノータム事項通報書(航空障害灯不点)	
鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課	0858-23-3216	北条川放水路での占用工事の調整	
倉吉警察署交通課	0858-26-7110	道路使用、通行規制の調整	
北栄町地域整備課地域整備室	0858-36-5568	町道での占用工事、通行規制の調整	
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004	農道での占用工事、通行規制の調整	
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局	119	災害時の消防、救急等に関すること	
中国電力(株) 倉吉制御所	0858-26-9581	停電等の調整	
(株) 明電舎 風力システム部	03-6420-7687	応急対策、本復旧工事の計画、実施	

関係自治会

自治会・自治会長名	電話番号	備 考
松神 自治会長		1号機～3号機隣交道路の通行規制の調整等

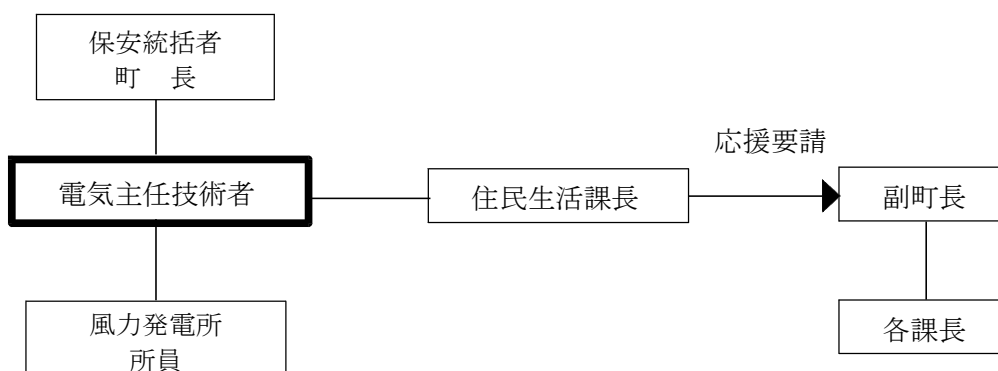
※毎年1月に自治会の役員改選有

第4節 事故時

主回路の地絡・短絡、直撃雷等による設備事故を想定している。自然災害(台風、地震、津波、水害、雪害等)が発生した場合は、5. 自然災害時による。

1. 対策本部組織図

北栄町に事故対策本部を設置した場合の組織図は、下記のとおりとする。



2. 配備体制

事故が発生した場合は、事故対策本部の設置如何に係わらず、事故対策を下記の要領で実施する。ただし、被害状況確認の結果、自然災害時の体制に移行すべきと判断される場合は、保安統括者に連絡し、必要な体制をとる。

種 別	配 置 の 基 準	措 置
第 1 次 体制	事故通報が入り、電気主任技術者が必要と認めたとき。	動員職員は、電気主任技術者の指示のもと必要な配置につき、いつでも第2次体制に移行できる体制を取ることに。
第 2 次 体制	第1次体制により現地確認を行った結果、電気主任技術者が必要と認めたとき。	動員職員は、電気主任技術者の指示のもと必要な配置につき、いつでも第3次体制に移行できる体制を取ることに。
第 3 次 体制	1. 第2次体制により大事故を確認し、もしくは大事故の発生が予測される場合。 2. 事故対策本部を設置したとき。	各課に応援要請し、直ちに活動を開始する。

3. 動員計画（電気主任技術者、風力発電所所員以外の職員の動員）

所 属 名	動 員 数			備 考
	第 1 次 体制	第 2 次 体制	第 3 次 体制	
住 民 生 活 課		6	6	
総 務 課			2	
健 康 推 進 課			1	保 健 師 の 動 員

4. 基本体制

電気主任技術者の指揮の下、下記の体制をとる。

	第1次体制	第2次体制	第3次体制	実施事項
現地確認班	1	7 [2班体制]		現地の状況確認
救護班		(2)	2	負傷者救護
広報班		(1)	2	事故状況の広報
応急対策班		(4)	6	交通対策、交通規制、 応急復旧

() 内は、現地確認後の体制を表す

5. 実施事項

災害対策において実施すべき事項は、下記のとおりとする。

第1次体制

実施事項	担 当
態勢の決定、動員要請	電気主任技術者
被害状況確認	電気主任技術者、北条砂丘風力発電所 1

第2次体制

実施事項	担 当
指揮	電気主任技術者
被害状況確認	電気主任技術者、北条砂丘風力発電所 1、住民生活課 6
(救護救出)	(住民生活課 2)
(災害広報)	(住民生活課 1)
(交通対策及び通行規制) (危険箇所の警備) (応急処置のための手配)	(北条砂丘風力発電所 1、住民生活課 3)

() 内は、現地確認後の体制を表す

第3次体制

実施事項	担 当
指揮	電気主任技術者
救護救出	住民生活課 1、健康推進課 1
災害広報	住民生活課 1、総務課 1
交通対策及び通行規制 危険箇所の警備	住民生活課 3、総務課 1
応急復旧のための手配 応急復旧	北条砂丘風力発電所 1、住民生活課 1

6. 実施事項説明

実 施 事 項	説 明
態勢の決定、動員要請	どのような態勢、または配備とするか決定し、関係職員へ動員要請すること。
被害状況確認	被害状況確認・調査を行うこと。
救護救出	避難に応じ、救護救出活動を行い、関係機関に依頼すること。
交通対策及び通行規制	被害状況調査を基に、関係機関と連絡を取りながら、交通規制及び交通対策を実施し、公衆の安全を確保すること。
危険箇所の警備	危険箇所等が判明した場合に、その警備に当たること。
災害広報	被害状況を把握し、適宜、住民、関係機関等へ情報を周知すること。
応急復旧のための手配	応急復旧のための資材の調達・業者への手配を行う。
応急復旧	応急復旧を行う。

7. 資材等の整備

事故時に必要な資材は、あらかじめ資材保管庫等に準備しておくこと。

備 蓄 品	必要数量	保 管 場 所
保安帽	10 個	5号機倉庫5、各自
懐中電灯	8 個	住民生活課3、5号機倉庫5
バリケード	4 個	地域整備室車庫
コーン・コーンバナー	コーン10個・コーンバナー9本	地域整備室車庫
トラロープ	1 巻	地域整備室車庫

第5節 自然災害時

自然災害（台風、地震、津波、水害、雪害等）が発生した場合は、北栄町地域防災計画及び北栄町国民保護計画に基づいて行動する。